

山口県報

令和8年
4月21日
(火曜日)

目次

- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)一
土地改良区定款変更の認可 (農村整備課)二
道路の位置の指定 (建築指導課)二
公金の収納の事務の委託 (交通規制課)二
○公告
山口都市計画居住環境向上用途誘導地区の決定に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)三



山口県告示第百八十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和八年四月二十一日から同年五月十二日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民部環境課において公衆の縦覧に供する。

令和八年四月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 日本化薬株式会社

- 住 所 東京都千代田区丸の内二丁目一番一号
二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 日本化薬株式会社厚狭工場川東工場
所在地 山陽小野田市大字郡二九一七番地の一
三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力 (m^3)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 隔り
二七〇イ	一・七五	令和八、 七、一五	令和八、 八、一七	令和八、 八、一七	断 続 三 時 間

備考 「二七〇イ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
	通 常 最 大	最 大	
二七〇イ	七	九(六)	五、〇〇〇 二〇、〇〇〇
備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。	五〇	一〇〇	検出せず
	検出せず	検出せず	検出せず
窒素	最 大	最 大	通 常 最 大
リン	最 大	最 大	通 常 最 大
窒素	最 大	最 大	通 常 最 大
リン	最 大	最 大	通 常 最 大

四 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 2 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
	通 常 最 大	最 大	
七	八・五	二〇	六〇
水素イオン濃度 (水素指数)	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
化学的酸素要求量 (mg/l)	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
浮遊物質量 (mg/l)	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
鉱油類 (mg/l)	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
窒素	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
リン	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大

山口県告示第百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次とおり認可した。

令和八年四月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

土地改良区の名称

認可年月日

下関市豊浦町土地改良区

令和八、四、六

山口県告示第百八十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和八年四月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県告示第百八十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金の収納の事務を委託した。

令和八年四月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市潮音町六丁目二六五の五、二六五の九、二六六の八及び二六六の九	四・〇	九〇・三	令和八、三、三一

- 指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地
株式会社CGSコーポレーション
岩国市麻里布町三丁目一四番一四号
- 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
パーキング・チケット発給手数料
- 指定の日
令和八年四月一日

四 委託の日

令和八年四月一日



(二三五) 山口都市計画居住環境向上用途誘導地区の決定に係る図書の写しの縦覧

山口市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による山口都市計画居住環境向上用途誘導地区の決定に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和八年四月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

山口都市計画居住環境向上用途誘導地区桜島居住環境向上地区

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

令和八年四月二十一日
印刷発行

発行人所

山口県知事
山口市